



大船渡労働基準署ニュース

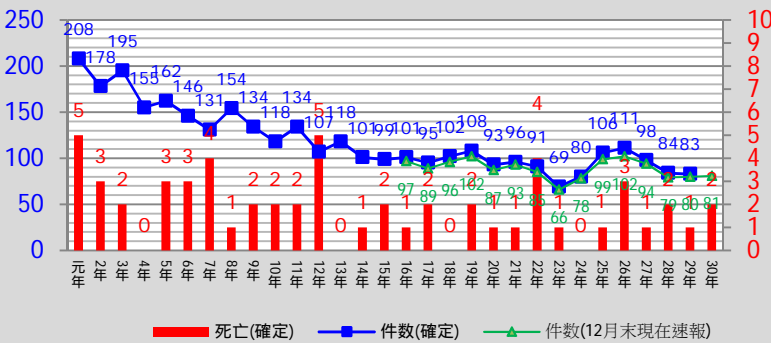


立春を迎えて 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久

今年もあっという間に1か月が過ぎ、もう節分・立春の頃です。寒い日が続き体調を崩されている方もお出でではないですか？小職も手がひび割れ、鼻水は意に反して自然落下など体調が優れません。報道を見ると初場所で横綱稀勢の里がケガで実力を発揮できず引退に追い込まれましたが、その努力と真摯な姿勢が見られなくなり残念と思ったところです。さて、2月は「逃げる」と言われ年度末に向け、気ぜわしい日々が続き特に工期・納期に向けた追い込み時期であり、冬季で降雪・凍結等による作業環境の悪化に加え、忙しく安全衛生措置が不十分になったり、働く方々の心身の疲労・焦りで注意力が低下し、労災事故の危険性が高まる懸念されます。皆様方は適切に準備・対応されていると思いますが、働く方々が安心して心技体の能力を発揮できるよう各団体・会社として万全を期していただきたいと思ひます。

労働災害の速報値出る！！

大船渡労働基準署管内における労働災害の推移

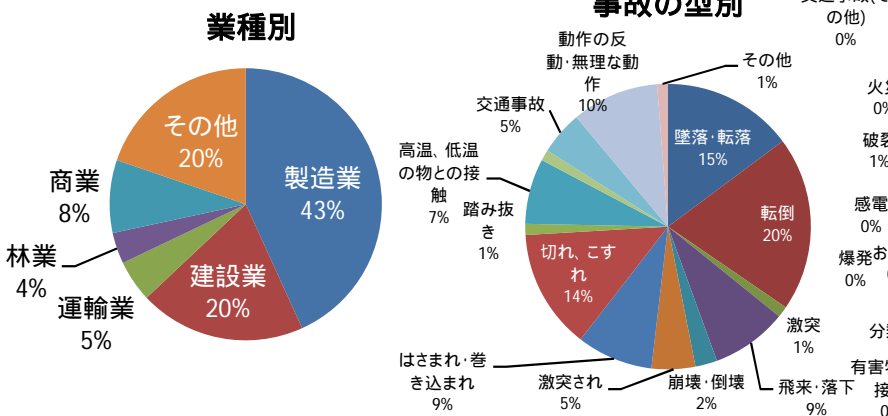


平成30年は減少せず『微増』 (ただし製造業は急増)

平成30年の1月から12月に発生した労働災害がまとまりました(確定値が出るのは4月上旬です)。大船渡労働基準署管内で発生した休業見込み4日以上全産業での労働災害は81件発生し、前年同期比で+1件となりました。業種別では、前年最も多かった「建設業」が前年同期比で36%減と大幅な減少(25件 16件)をしましたが、次いで多かった「製造業」は前年同期比で84%増と大幅な増加(19件 35件)となりました。

死亡労働災害が無くならない

平成30年は死亡労働災害が2件(製造業(フォークリフトの転倒)と建設業(墜落))が発生しました。平成元年以降の30年間で「死亡ゼロ」はわずか4か年のみとなっています。発生している内容としては「従来型」の災害が繰り返されています(昔から同じような災害が繰り返されています)。現状の安全管理で問題が起きていないことで安易に「良」とするのではなく、残留リスクなどが無いかを検討し、リスクと向き合って安全管理を進めることが重要です。



労働災害といっても種類はさまざま

「労働災害」といっても種類はさまざまあります。下表のような分類がありますので、目を通していただくと、危険の考え方の幅が広がるかもしれません。

分類番号	分類項目	分類番号	分類項目
01	墜落・転落	11	高温・低温の物との接触
02	転倒	12	有害物等との接触
03	激突	13	感電
04	飛来・落下	14	爆発
05	崩壊・倒壊	15	破裂
06	激突され	16	火災
07	はさまれ・巻き込まれ	17	交通事故(道路)
08	切れ、こすれ	18	交通事故(その他)
09	踏み抜き	19	動作の反動・無理な動作
10	おぼれ	90	その他
		99	分類不能

最も多いのは『転倒』災害

平成30年の全産業での労働災害(速報値)は81件ですが、「事故の型」別(左表)では、「転倒」が最も多く全体の20%を占めています。次いで、「墜落・転落」が15%、「切れ、こすれ」が14%、「動作の反動・無理な動作」が10%、「飛来・落下」と「はさまれ・巻き込まれ」が各9%などとなっています。

厚生労働省では、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開しており、各会社での取組事項も示されています。

2月は
転倒災害防止の重点取組期間
です(裏面参照)



STOP! 転倒災害プロジェクト

~ STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱 ~

5 実施者(各事業場)の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

2月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場(安全委員会等)における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や労働者の意識啓発

6月の実施事項 (略)

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- 定期的な職場点検、巡視の実施
- 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

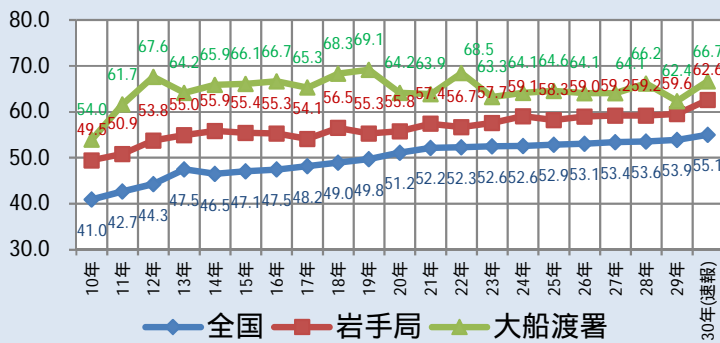
気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- エ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
- ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

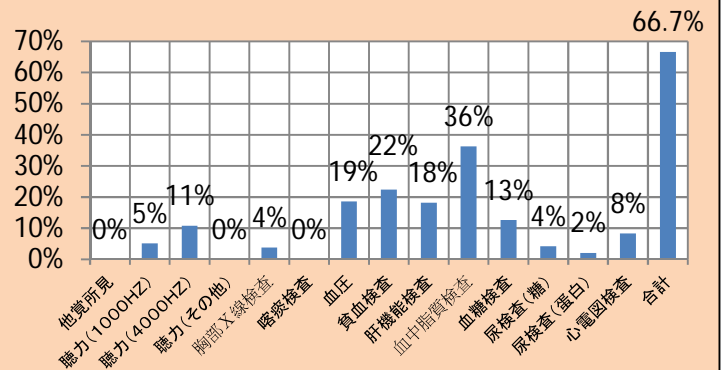


健康診断結果の速報値出る!! “平成30年はさらに『増加』”

有所見率推移グラフ



全産業



職場における一般健康診断の平成30年分の結果の速報値が出ました。

- 労働安全衛生法では、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施することが義務付けられており、そのうち常時50人以上の労働者を使用する事業者にとっては、「定期健康診断結果報告書」を労働基準監督署に提出することとされております。その結果を集計しましたところ、平成30年の当署管内の有所見率(何らかの項目で見られた者の割合)が全産業の合計値(速報値)として**66.7%**(3人のうち2人は所見がある)となりました。
これは、増加傾向にあって過去最高値となる全国値55.1%と岩手労働局の値の62.6%(ワースト5位)を上回り、さらに県内では沿岸地域が高い数値となっています。また、都道府県別で最も高い県の値と比べても当署の値はそれを上回る状況となっています。
- 有所見率改善対策としましては、労働安全衛生法においても、第66条の7で「保健指導等」、第69条で「健康教育等」、第70条で「体育活動等についての便宜供与等」がそれぞれ努力義務として定められているとともに、第18条(規則第22条)の衛生委員会の審議事項として「労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事」も定められており、併せて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」もありますので、適切な取組みをお願いします。
- 有所見率の改善に向けて、個人個人でも積極的に取り組んでいただきたいですが、同時に、各職場としても連携して健康への活発な取り組みを展開させていきましょう。

規則改正など

- ☐ 平成31年2月1日～ 墜落制止用器具(フルハーネス型)に係る改正安衛則がスタートします
- ☐ 平成31年3月1日～ 移動式クレーン等に関する構造規格改正(平成30年3月1日適用)に関し、経過措置として、平成31年3月1日までに製造されたもの・製造中のものが猶予されていますが、これ以降のものは改正内容が適用されます。

